



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2021年11月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

インボイス制度の登録が始まります！

インボイス制度とは？

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式が導入されます。この制度を「インボイス制度」と呼んでいます。この制度では、事業者が税務署に申請して登録を受けると発行される登録番号を、請求書に記載する必要があります。

この登録番号の記載された請求書を「適格請求書」（いわゆるインボイス）と呼んでいます。

注意点は？

インボイス制度では、この制度の登録を受けた事業者より受け取った請求書でないと消費税の仕入税額控除を受けられなくなります。簡単にまとめると、登録を受けていない請求書を受け取ると、支払った消費税を受け取った消費税より差し引けなくなるということです。

このため、免税事業者は課税事業者を選択する必要があるのか検討が必要になります。

受け付けはいつから？

インボイス制度の登録の受付が令和3年10月1日から受付が始まりました。令和5年10月1日より登録を受ける場合は、令和5年3月31日までに登録を行う必要があります。

消費税の制度が複雑になってきましたので、疑問点等多々出てくるかと思えます。請求書も記載項目等注意点がありますので、発行している請求書に問題はないか、受け取った請求書は問題ないか等、ご不明な点は、各担当までご相談ください。詳しくご説明させていただきます。

(鈴木 記)

